

平成 21 年 8 月 6 日

資料 1 決算参考資料の説明

平成 20 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要

本年度の医療費の動向につきましては、「後期高齢者医療制度」の施行による被保険者数の減少、また「退職者医療制度」の改正により、一般被保険者分と退職被保険者等分の被保険者の対象が改正されたことによる影響(P18 参照)で、平成 19 年度との単純比較は困難であります。一般被保険者及び退職被保険者等を合わせた療養給付費は大幅に増加しております。

本年度の診療報酬改定は診療報酬本体で 0.38%の増、薬価等で 1.2%の減、全体として 0.82%の減となっており、全体として診療報酬改定による影響は少ないと考えており、医療技術の高度化の影響並びに受診率の伸びが医療費の伸びにそのまま反映されたものと分析しております。

また、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、本年度から保険者に特定健診・特定保健指導が義務づけられ、特定健診では 1,146 名の被保険者が健診を受診され、そのうち 150 名の特定保健指導を実施しております。

本年度の収支は、前年度繰越金が約 77,000 千円あったこと、保険給付費の大幅な増加に対し、国庫支出金や共同事業交付金も大幅に増加したことにより、収支差引額は約 102,000 千円となり、この額を翌年度に繰越いたします。

また、本年度において財政調整基金から生じた利子 89,673 円を基金に積立て、当年度末の国保財政調整基金残高は 17,459,353 円となっています。

1 ページの A 表は、国民健康保険の加入状況について、世帯数・被保険者数などを年度別に示したものであります。

平成 20 年度末の世帯数は 4,403 世帯、被保険者数は 8,250 人で、国保加入率は、先ほど申し上げました後期高齢者医療制度への移行とともに低下しております。

また、平成 20 年度末の退職の被保険者が平成 19 年度末 2,883 人から平成 20 年度末 785 人と 2,098 人減少した理由は、「退職者医療制度」の改正により、一般被保険者分と退職被保険者等分の被保険者の種別変更によるものであります。

2 ページ、3 ページの B 表は、国民健康保険事業の収支状況であります。

収入、支出総額とも前年度より大幅に増加し、国保事業の規模が拡大しております。

2 ページの収入から説明いたします。

国民健康保険税は被保険者数の減少により大幅に減少しております。

国庫支出金は約 731,600 千円で、療養給付費等負担金、普通調整交付金等、「退職者医療制度」の改正による一般被保険者の増により増加しております。また、特定健診・特定保健指導に係る補助対象経費の 3 分の 1 相当額 1,316 千円を新規に歳入しております。

療養給付費等交付金は退職被保険者等の療養給付費等に係るもので、「退職者医療制度」の改正による退職被保険者の減少に伴い、交付額は約 279,000 千円で、前年度より約 463,000 千円減少しております。

前期高齢者交付金は 65 歳から 74 歳の前期高齢者の医療費の財源調整のための新規制度であり、保険者間の医療費に係る負担の不均衡を調整するもので、当年度は約 382,800 千円を新規に歳入しております。

県支出金は約 128,800 千円で、前年度より若干増加しております。

国庫支出金と同様、一般被保険者に係る保険給付費の増により普通調整交付金は約 21,000 千円増加しており、特定健診・特定保健指導に係る補助対象経費の 3 分の 1 相当額 1,316 千円を新規に歳入しております。

共同事業交付金は約 310,000 千円で、前年度より約 77,300 千円増加しております。

保険財政共同安定化事業は、都道府県内の市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、平成 18 年 10 月に創設され、一般被保険者のレセプト 1 件当たりの交付基準額 30 万円を超える医療費を対象に交付されるものであります。

繰入金金は約 366,000 千円で、前年度より約 202,400 千円増加しております。

平成 19 年度は一般会計から任意的な繰入れ（財政支援）はありませんが、本年度は後期高齢者医療制度の施行などに伴い、財政収支が非常に不安定であったこともあり、210,000 円の財政支援を受けております。

増加の要因は、国からの交付決定等により、歳入の前期高齢者交付金で約 90,000 千円の減、歳出の後期高齢者支援金で約 80,000 千円の増によるものですが、前期高齢者交付金、後期高齢者支援金とも実績に基づいて 2 年後に精算される予定であります。

続いて、3 ページの支出について説明いたします。

総務費は国保事業の運営に係る人件費並びに物件費で、前年度より大幅に減少しております。減少の要因は、前年度に実施した国保システム改修委託料 27,300 千円の終了によるものであります。

保険給付費は約 1,948,000 千円で、前年度より約 143,000 千円増加しております。増加の要因は、一般は入院・入院外とも 1 件当たりの費用額並びに 1 人当たりの費用額が、退職は 1 件当たりの費用額が大幅に増加したことによるものと思っております。

後期高齢者支援金等につきましては、75 歳以上の後期高齢者医療についての新規制度であり、後期高齢者に係る費用を保険者間で公平に負担しようとするもので、当年度、約 395,000 千円支出しております。

前期高齢者納付金等につきましても後期高齢者支援金等と同様に、65 歳から 74 歳の前期高齢者についての新規制度であり、退職者が国保に大量に加入し、保険者間で医療費の負担に不均衡が生じていることからこれを調整するもので、当年度、約 530 千円支出しております。

老人保健医療費拠出金は約 84,200 千円で、対象者の減少に伴い前年度より約 334,500 千円減少しております。減少の要因は、平成 20 年 4 月から後期高齢者医療制度が始まり、当年度は 1 カ月分の概算医療費拠出金と前々年度の精算額を支出したためであります。この拠出金は平成 22 年度で前々年度の精算額の支払いをもって終了する予定であります。

介護納付金は約 139,400 千円で、前年度より約 22,000 千円減少しております。減少の要因は、前々年度の精算において概算給付費納付額が確定給付費納付額を上回ったためであります。国全体では介護保険事業に要する費用は増加しており、第 2 号被保険者 1 人当たりの負担額も 49,633 円で前年度より若干増加しております。

共同事業拠出金は約 276,800 千円で、その内容は、高額医療費共同事業として約 38,200 千円、保険財政共同安定化事業として約 238,600 千円をそれぞれ拠出しており、前年度より約 31,200 千円増加しております。先ほど共同事業交付金の説明のときに申し上げましたように、保険財政共同安定化事業が平成 18 年

10月に創設され、各保険者はこの事業に要する費用を医療費按分と被保険者数按分により拠出しており、これらの事業に要する費用が増加しております。

歳入歳出収支差引額は約102,000千円で、前年度繰越金が多額であったこともあり、前年度より約24,200千円増加しております。

4ページは、老人保健医療費拠出金の変遷であります。

平成20年度は前々年度の精算による不足額44,837,413円と調整金額1,123,625円を加え、83,665,253円を支出しております。

当該拠出金は、平成20年度をもって終了となり、平成20年度の概算医療費拠出金額は、平成22年度に精算される予定であります。

5ページは、介護給付費納付金の変遷であります。

平成20年度の介護給付費納付金は前々年度の精算額17,058,890円と調整金額153,545円を差し引いた139,429,313円を支出しております。

平成20年度の事業概要は、すべての市町村の標準給付費額及び介護予防事業費額の総額は約6兆7,555億円、医療保険者に係る第2号被保険者の総数は約4,219万人であります。前年度対比で、事業費総額と被保険者1人当たりの負担額は増加しておりますが、第2号被保険者総数は減少しております。

6ページは、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金の変遷であります。

これらは、平成20年度より新たに制度創設されたものであり、いずれも保険者間で公平に負担しようとするものです。

本年度は、いずれも概算給付費納付金額であり、老人保健医療費拠出金、介護給付費納付金と同様、2年後に精算されるものです。

7ページC表は、一般被保険者に係る保険給付状況の内訳であります。

療養の給付等・療養費・高額療養費は、件数・費用額・保険者負担分とも増加しております。

「退職者医療制度」の改正による一般被保険者の増によるものであります。

8ページは、一般被保険者に係る療養の給付等の内訳であります。

入院、入院外、歯科、食事療養、訪問看護の全てにおいて、件数・日数・費用額とも前年度より増加しております。費用額全体では、前年度より866,187,487円増加しております。

9 ページF表は、退職被保険者等に係る保険給付状況の内訳であります。

退職被保険者等の減少に伴い、療養の給付等、療養費、高額療養費とも、件数・費用額・保険者負担分はそれぞれ大幅に減少しております。

10 ページは、退職被保険者等の療養の給付等の内訳であります。

入院・入院外・調剤など、すべてにおいて大幅に減少しております。

11 ページは、一般被保険者に係る月別の保険給付状況であります。7 ページC表の療養の給付等、療養費、高額療養費を対前年と比較し、月別に表示して、月々の動向が分かるようにしております。

12 ページは、退職被保険者等に係る月別の保険給付状況であります。9 ページF表の療養の給付等、療養費、高額療養費を対前年と比較し、月別に表示して、月々の動向が分かるようにしております。

13 ページは、一般被保険者及び退職被保険者等に係る医療分・後期高齢者支援分及び介護分を合せた保険税の収納額、収納率を表示しております。

一般分と退職分を合せた医療分・後期高齢者支援分と介護分全体の保険税収納率は 76.1%で、前年度より 2.9%下がっております。

現年分は、一般分、退職分とも前年度より上がっておりますが、滞納繰越分は、一般分で前年度より大きく下がっており、退職分は前年度より上がっております。

14 ページは、一般被保険者及び退職被保険者等に係る医療分の保険税の収納額、収納率を表示しております。

一般分全体の収納率は 72.1%で、現年分は前年度より 0.8%上がっていますが、滞納繰越分を含む全体では 1.1%下がっております。

退職分全体の収納率は 86.0%で、現年分は前年度より 1.1%上がっておりますが、滞納繰越分を含む全体では 8.3%下がっております。

短期被保険者証の交付等による滞納整理及び個別徴収強化と被保険者の納税意識の高揚に努めましたが、収納率は前年度より低下しております。

15 ページは、一般被保険者及び退職被保険者等に係る後期高齢者支援分の保険税の収納額、収納率を表示しております。

一般分全体の収納率は 89.7%で、退職分全体の収納率は 98.3%で、全体の収納率は 90.8%となっています。

16 ページは、一般被保険者及び退職被保険者等に係る介護分の保険税の収納額、収納率を表示しております。

一般分の現年分収納率は 86.7% で、前年度より 2.6% 上がっておりますが、退職分の現年分収納率は 98.6% で、前年度より 1.2% 下がっております。

一般、退職の滞納繰越分を含む介護分全体の収納率は 72.8% で、前年度より 2.8% 下がっております。

17 ページは、保険・医療給付状況について、1 件当たりの費用額、1 人当たりの費用額、1 件当たりの日数をそれぞれ表示しております。

1 件当たりの費用額は、一般・退職とも入院・入院外は増加しております。特に退職の入院の増加が顕著であります。

1 人当たりの費用額は、一般では入院・入院外とも前年度より大幅に増加しております。退職は、退職医療制度の改正により、比較的に医療費水準が高い方々が一般に移行されたこともあり、前年度より大幅に減少しております。

1 件当たりの日数は、入院では一般、退職とも、入院外では退職は前年度を下回っています。

平成 20 年度の兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額 30 億 5,027 万 1,653 円に対し、歳出総額は 29 億 4,831 万 5,764 円で、歳入歳出差引額 1 億 195 万 5,889 円を翌年度に繰越いたします。

今後、ますます医療費の増大が予想される中で、国民健康保険事業が将来にわたり安定的に運営できるよう、医療費水準に見合う保険税の適正な賦課並びに保険税の収納率向上に努め、保健事業を関係部署と連携しながら取り組んでいきます。

以上で、平成 20 年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要についての説明を終わります。